

茨城県地球温暖化対策実行計画

概 要 版



平成23年4月



茨城県

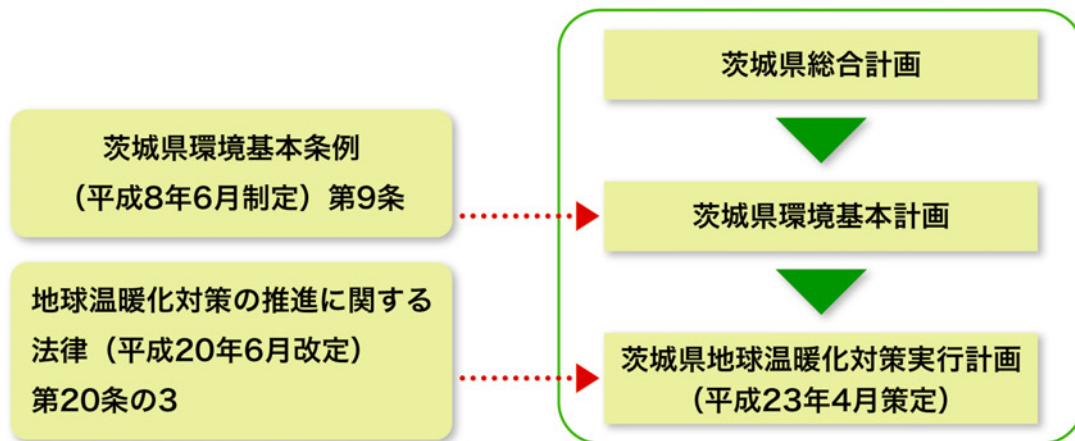
茨城県地球温暖化対策実行計画について

■ 策定の目的

人類が直面する喫緊の課題である「地球温暖化問題」に県として積極的に取り組むため、その原因である人為起源の二酸化炭素など温室効果ガスの削減に向けた施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成23年を初年度とする「茨城県地球温暖化対策実行計画」を策定

■ 計画の位置付け

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3」に規定する地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）として策定
- 県政運営の基本方針となる「茨城県総合計画」の体系下、県の環境施策を総合的・計画的に推進するために定めた「茨城県環境基本計画」の部門別計画



温室効果ガスと地球温暖化メカニズム



出典) 茨城県環境白書

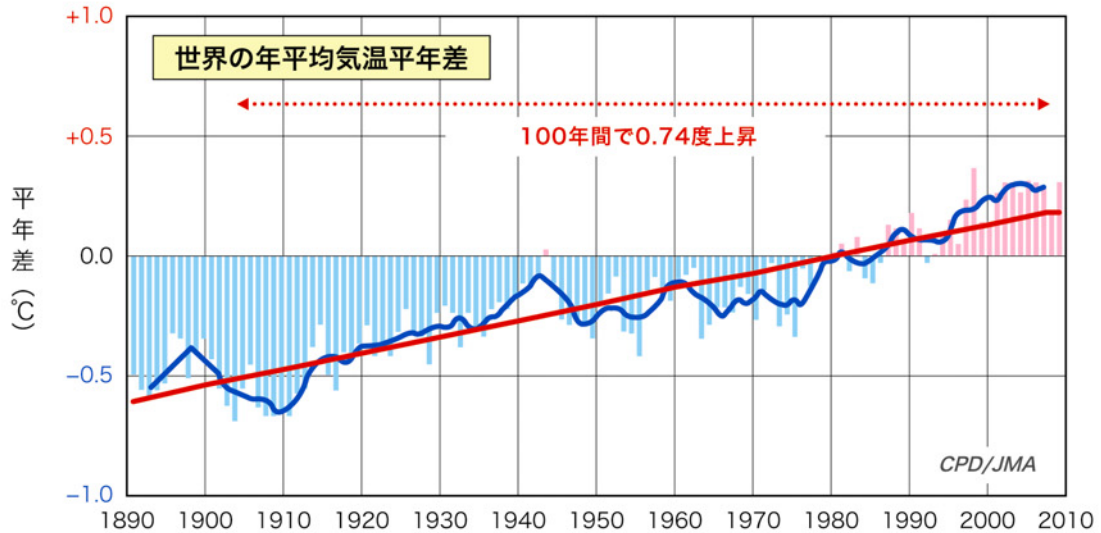
地球の気温は、太陽からのエネルギー（光）の入射と地球からのエネルギー（熱）放射のバランスによって決定されます。産業革命以降の人間社会は化石燃料を大量に燃やして使うようになり、大量に二酸化炭素などの温室効果ガスを大気中に排出するようになりました。このため、大気中の温室効果ガス濃度が上昇し続け、地表からの放射熱を吸収する量が増えてきました。これにより地球全体が温暖化しています。

※ ppm (parts per million) : 100万分の1をあらわす単位

世界の平均気温の上昇

■ 世界の年平均気温の平年差の経年変化（1890～2009年）

世界の平均気温は、長期的には100年あたり約0.74℃の割合で上昇しており、特に1990年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。



棒グラフ：各年の平均気温の平年値との差
折れ線：平年差の5年移動平均
直線：長期的な変化傾向

出典) 気象庁HP

地球温暖化により予測される影響

平均気温の上昇に伴う影響としては、水利用可能量の減少や干ばつの増加、種の絶滅リスクの増大、沿岸地域における洪水や暴風雨による被害の増加などが予測されており、地域や分野によっては、例え1℃程度の気温上昇であっても、深刻な影響が生じることが考えられます。

指 標	影 響
平均気温	21世紀末に1.1～6.4℃上昇（1980～99年比）
平均海面水位	// 18～59cm上昇（ // ）
気象現象	豪雨、熱波等の増加、台風の勢力の増大、洪水や干ばつの増大
人の健康	熱中症患者等の増加、マラリア等の感染症の拡大
自然生態系	一部の動植物の絶滅、生態系の移動
農 業	多くの地域で穀物生産量が減少
水資源	水不足の地域の多くでさらに水資源が減少

資料：環境省

本県の温室効果ガス排出の状況

2008年度の温室効果ガス排出量は、基準年(1990年度)からは、0.7%の増加、前回調査(2006年度)と比べ0.4%の減少となっています。

温室効果ガス排出量の95.5%を占める二酸化炭素排出量について見ると、2008年度は、48,345千t-CO₂となり、基準年からは0.1%の減少、前回調査(2006年度)からは1.1%減少しています。

■ 排出量の推移

年度	基準年 (1990年度)	2006年度	2008年度
総排出量(千t-CO ₂)	50,303	50,839	50,640
基準年比増減率(%)	-	1.1	0.7

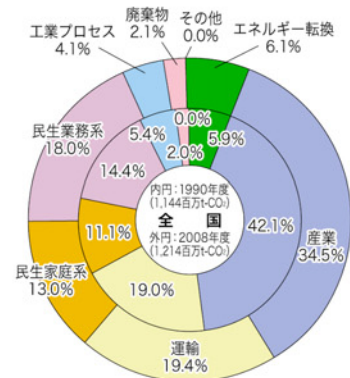
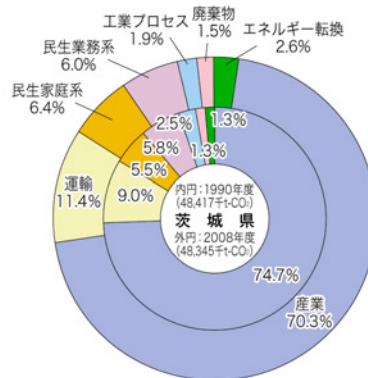
■ 部門別の二酸化炭素排出量の推移

排出部門 (千t-CO ₂)	基準年 (1990年度)	2006年度	2008年度		基準年比(%) (08/90)
			排出量	構成比(%)	
産業部門	36,144	34,663	33,967	70.3	▲6.0
運輸部門	4,377	5,756	5,509	11.4	25.9
民生部門家庭系	2,657	3,123	3,078	6.4	15.8
民生部門業務系	2,787	2,888	2,891	6.0	3.7
その他	2,451	2,472	2,901	6.0	18.3
二酸化炭素合計	48,417	48,903	48,345	100.0	▲0.1

※ 端数処理(四捨五入)の関係で合計が一致しない場合がある。

■ 二酸化炭素排出量の部門別構成比における本県の特徴

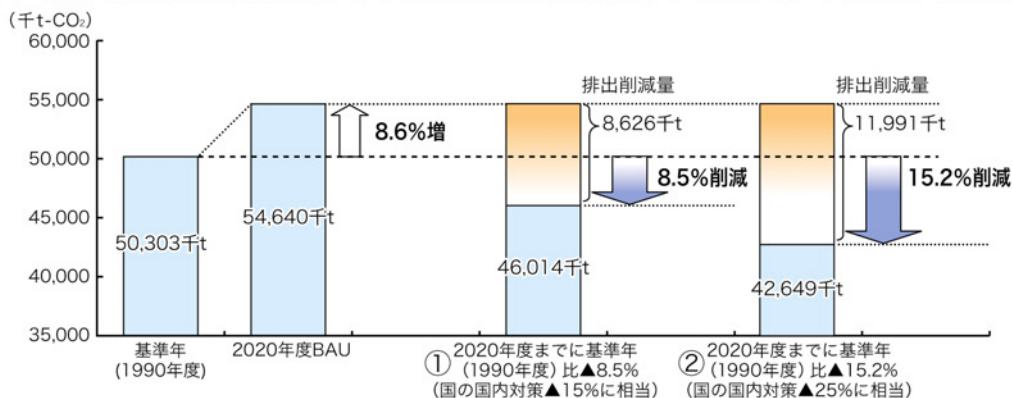
- ・ 産業部門の比率が高いのが特徴
(全国34.5%に対して、70.3%)
- ・ 重化学工業を中心とした産学部門からの排出量が多い



本県の温室効果ガスの削減目標

目標値：2020年度までに基準年(1990年度)から8.5%～15.2%を削減

国の「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ」(平成22年3月)に示された、①国内対策により▲15%、残り▲10%を海外排出枠の購入等で達成する場合と、②国内対策のみで▲25%で達成する場合と分け、それぞれの部門別削減率を本県の部門別排出量に当てはめて、本県全体の削減率を設定



※ BAU (Business as Usual)：現状から特段の対策を行わない場合の将来予測

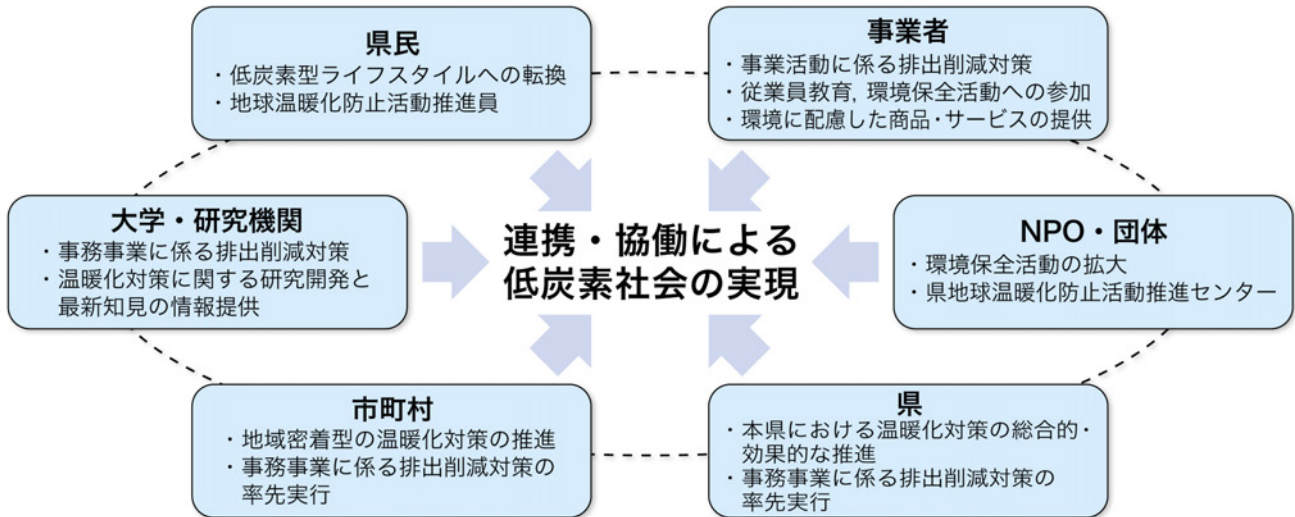
今後の地球温暖化対策 ～いばらき型グリーンニューディールの推進～

■ 対策の推進に係る基本方針

『県民総ぐるみによる対策の推進』

県民のあらゆる主体が一体となって地球温暖化対策に積極的に取り組みます。

県民総ぐるみによる対策の推進



■ 地球温暖化対策に係る基本理念

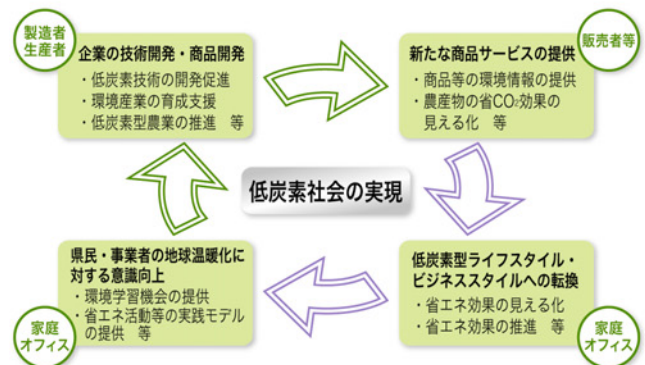
対策を推進していくうえで、3つの基本理念のもと、本県にふさわしい低炭素社会の実現をめざします。

(1) 環境保全と経済成長の両立

地球温暖化対策の推進によって、地域経済の活性化や雇用の創出など地域経済の健全な成長と質の高い県民生活の確保を図り、環境と経済が両立した社会の実現をめざします。

(2) 低炭素社会の実現に向けた好循環の創出

地球温暖化防止に対する県民意識の向上が、企業による環境に配慮した技術の開発や商品・サービスの提供を促し、そうした企業行動が県民の意識やライフスタイルの転換をさらに進展させるといった好循環を生み出す施策の推進を図ります。



(3) 本県の地域特性を活かした施策の推進

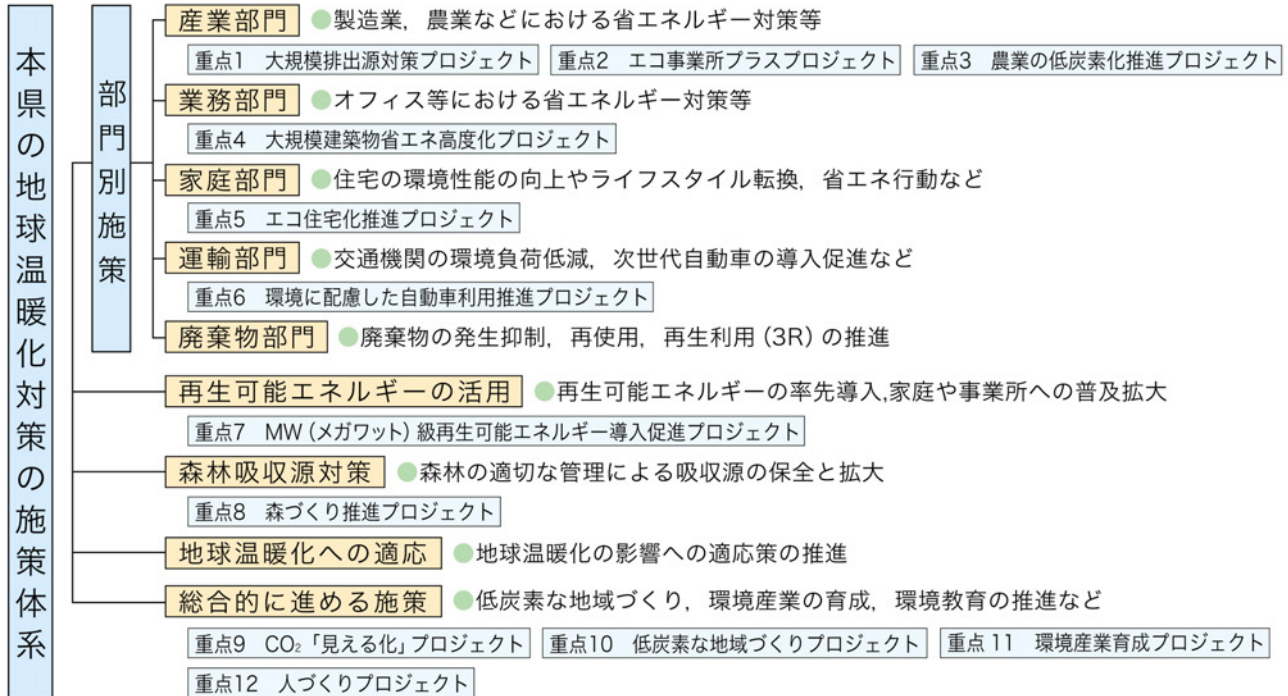
豊かな自然や広大な農地、つくば・東海・日立・鹿島地区に集積する産業や最先端の科学技術など、我が国有数の産業・科学技術の拠点であるという、本県の特性や優位性を最大限に活用し、地域の実情に即した施策を推進します。



県が取り組む施策

■ 施策体系

5つの部門別施策、4つの横断的施策を位置づけるとともに、特に重点的に推進すべき施策として12の「重点プロジェクト」を設定。



重点プロジェクト

■ 産業部門

重点1 大規模排出源対策プロジェクト

- 温室効果ガス排出削減計画書の策定、提出
- 温室効果ガス排出状況等の報告
- 計画書、状況報告書の公表



重点2 エコ事業所プラスプロジェクト

- 「茨城エコ事業所登録制度」の普及促進
- 省エネルギー実践活動に係る取組事例等の情報提供
- 取組促進のためのインセンティブの拡充



重点3 農業の低炭素化推進プロジェクト

- 環境にやさしい農産物の生産拡大による二酸化炭素削減
- フードマイレージの活用

■ 業務部門

重点4 大規模建築物省エネ高度化プロジェクト

- 建築物に対する省エネルギー措置の促進
- 省エネルギー対策事例の情報提供
- デマンド監視装置の普及促進



■ 家庭部門

重点5 エコ住宅化推進プロジェクト

- 省エネルギー対策の各種支援制度の普及
- 家庭の省エネルギー診断の実施
- 「家庭向けのCO₂見える化」ハンドブックによる普及促進



■ 運輸部門

重点6 環境に配慮した自動車利用推進プロジェクト

- エコドライブの普及
- 次世代自動車の普及
- 自動車環境配慮計画書制度の創設



■ 再生可能エネルギーの活用

重点7 MW (メガワット) 級再生可能エネルギー導入促進プロジェクト

- 関係機関と連携した大規模再生可能エネルギー事業者の誘致
- 再生可能エネルギー賦存量調査の実施、賦存量の公表
- 県有施設における率先導入
- 茨城県次世代エネルギーパークによる普及啓発



■ 森林吸収源対策

重点8 森づくり推進プロジェクト

- 間伐材等森林整備の推進
- 県産材の利用促進
- 森林吸収量等認証制度の創設



■ 総合的に進める施策

重点9 CO₂「見える化」プロジェクト

- 県民向け省エネルギー実践モデルの提供
- 消費者への環境性能に関する情報提供の促進

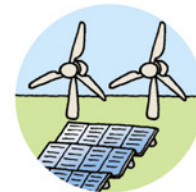


重点10 低炭素な地域づくりプロジェクト

- つくばエクスプレス沿線地域における低炭素モデル街区の形成
- 地域特性に応じた低炭素地域づくりの推進
- 住宅における再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入促進

重点11 環境産業育成プロジェクト

- 環境、新エネルギー分野等への中小企業進出の促進
- 環境、エネルギー産業の企業誘致の推進



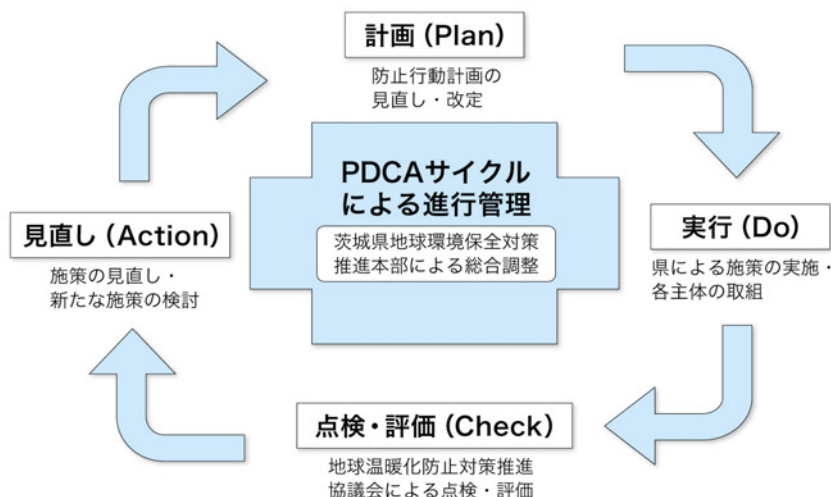
重点12 人づくりプロジェクト

- 県民のライフステージに応じた環境学習機会の提供
- 環境学習3,000人計画の推進
- 企業の従業員における実践活動の普及
- 地球温暖化防止活動推進員等の育成



計画の推進体制

県民、事業者、市町村などで構成する「(仮称)茨城県地球温暖化対策推進協議会」及び庁内推進体制である「茨城県地球環境保全対策推進本部」による進行管理のほか、県民、事業者等あらゆる主体と連携、協働しながら、本県における低炭素社会の実現に向けた取り組みを着実に進めます。





茨城県

茨城県生活環境部環境政策課

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

電話：029-301-2939(直通)

FAX：029-301-2949

Eメール：kansei3@pref.ibaraki.lg.jp

[ホームページ](#)

<http://www.pref.ibaraki.jp/kankyo/index.html>